

[ブラジル、オーストラリア] 医療分野における最新知財動向

www.harakenzo.com/jpn/gaikoku_siryu

06-6351-4384(代表)

iplaw-osk@harakenzo.com



1. 【ブラジル】最高裁判決、医薬品・医療機器等の特許延長期間が失効

2021年5月12日、ブラジル最高裁判決 (DPC-5529)

【判決】「特許権の保護期間は出願日から最大20年であり、延長は認められない」。産業財産権法40条は違憲、との理由による。

【対象】 a) ~c)が対象。【注】b), c) を除く、2021年5月12日時点において付与済みの特許は対象外。

- a) 現在出願中あるいは審査中の特許出願。
- b) (最高裁から仮処分の内容が発表されていた)2021年4月7日までに提訴された、全技術分野の特許
- c) 医薬品、医薬品の製法、医療用の機器および/または材料に関する特許(※期間延長を認められた30,648件の特許のうち、3,435件(11.2%)が対象)

【コメント】

- ・ブラジルでは、特許権存続期間は出願日から20年または特許付与日から10年(産業財産権法40条)、審査の遅延に起因して保護期間の延長が認められていた。
- ・TRIPS協定は、「保護期間は、出願日から計算して20年の期間が経過する前に満了してはならない」(33条)と規定するも、保護期間の延長については規定なし。
- ・対象特許には糖尿病、肝炎の治療薬などが含まれると言われ、同判決を歓迎する声も多い。
- 一方で、同国での開発投資、対象特許の法的安定性、出願戦略など、今後大きな議論を呼ぶとみられる。

2. 【オーストラリア】「Patent Box」を医療・バイオテクノロジー分野で導入(2022年7月1日~)

・オーストラリア政府は、2021-2022年の連邦政府予算において、投資と技術革新の促進を目的として、医療・バイオテクノロジー分野でPatent Boxの導入を公表。

〔Patent Box〕企業の保有する特許、知的財産の利用で生まれた収益を対象として、法人課税を軽減する優遇税制。

英国、オランダ、フランスなど20か国以上で導入。

- ・同国の医療分野、バイオテクノロジー分野の特許から得られる収益は「税率17%」となる(標準的な法人税率は、企業規模に応じて25-30%)。
- ・製造、ブランディングなどに基づく収益は対象外。
- ・2021年5月11日7:30 pm以降に出願され、特許付与された特許が対象。
- ・今後の産業界との議論によっては、クリーンエネルギー分野もPatent Boxの対象となる可能性がある。

